

2018年9月7日

京都大学 総長 山極 壽一 殿

京都大学職員組合

中央執行委員長 江田 憲治

8月9日に提出した要求書に対する京都大学法人の提案について

8月9日に当組合から貴職に対し「職員組合の立看板にかかる要求」を提出し、5月13日に京都大学法人が一方的に撤去した職員組合の立看板を8月31日までに元の状態に復することを求めたところである。

これに対し、8月21日に労務管理室を通じて次のような京都大学法人の考えが伝えられた。

- (1) キャンパス内側に設置されていた北部キャンパスの2箇所の看板については、元の状態に復する方向で学内手続に着手している。元に復するが、その看板を継続設置するのではなく、北部構内の共用掲示板を利用されることを検討されたい。
- (2) (1)以外の箇所については、キャンパス内側に代替の設置場所(別紙)を提案する。

これを受け、職員組合の中央執行委員会が検討した結果、次の結論に至った。

(1) について

不当に撤去された職員組合の看板が元に復されることは当然のことであるので、応じる。北部の共通掲示板の利用は検討するが、既存の職員組合看板の撤去は必ずしも条件としない。

(2) について

京都大学法人が職員組合との数十年にわたる労使慣行を破り、一方的に職員組合の看板を撤去した事実については容認できない。仮に京都大学法人が提案する代替場所への設置を検討しうるとしても、まずは京都大学法人が職員組合の看板を不当に撤去したという事態が解消されなければならない。京都大学法人にその意思がないのであれば、行政や司法への法的措置を視野に入れた対応を考えざるを得ない。

以上